

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	108-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html">http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html</a>

執行機関名 新宿区長

障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	心身障害者福祉手当の支給、日常生活用具の給付、移動支援その他の障害者福祉に関する事務であって新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるもの 【新宿区障害者グループホーム支援事業実施要綱(平成19年5月22日付け19新福障経第306号)第7条第2項の規定による同要綱第3条第4号に規定する家賃助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務】
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宿区条例第47号)第3条別表区長の項第1号 心身障害者福祉手当の支給、日常生活用具の給付、移動支援その他の障害者福祉に関する事務であって新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	新宿区障害者グループホーム支援事業実施要綱(平成19年5月22日付け19新福障経第306号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第15項に規定する共同生活援助を行う事業所(以下「グループホーム」という。)及び新宿区知的障害者グループホーム援護事業実施要綱(昭和62年62新原福祉第698号)第2条に規定する知的障害者グループホーム(以下「法外グループホーム」という。)の<u>安定的な運営を図るため、必要な支援事業を区長が行うことを目的とする。</u></p> <p>第7条 区長は、<u>グループホーム及び法外グループホームの入居者(ただし、生活保護による住宅扶助を受けている者を除く)の所得の状況に応じて、入居者が支払った家賃の一定額を別表2の基準により助成することができる。</u></p>
⑦独自利用事務の関連規範		<p>新宿区障害者グループホーム支援事業実施要綱(平成19年5月22日付け19新福障経第306号)</p>